

ご遺族の方へ
おくやみハンドブック
東金市

おくやみハンドブックは、
東金市発行の配布物となります。死亡届後の必要な
手続を記載しておりますので、ご遺族様は該当手続
をご確認ください。

なお、ご遺族に代わり死亡届をご提出に来られた方
(葬儀社・代理人)は、必ずご遺族への配付をお願い
致します。

東金市役所 市民課

ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去に心からご冥福をお祈り申し上げます。

東金市では、ご遺族の方が届出等をしなければならない市役所での手続と、

市役所以外の一般的な手続について、パンフレットを作成いたしました。

ご不明な点がありましたら、担当窓口までお問合せください。

このパンフレットが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

東金市役所 0475-50-1111(代表)

もくじ

1. 死亡届について	p.7
2. 住民登録について	p.9
3. 健康保険について	p.10
4. 年金の手続について	p.11
5. 介護保険について	p.13
6. 障がい福祉の手続について	p.14
7. 亡くなられた方にお子様がいる場合	p.15
8. 税の手続について	p.16
9. 農地を所有している方が亡くなられた場合	p.19
10. 森林を所有している方が亡くなられた場合	p.19
11. 犬の飼い主が亡くなられた場合	p.20
12. 空き家となってしまう建物の相続人の方へ	p.21
13. お問合せ窓口一覧	p.23
14. その他の主な手続	p.25
15. 戸籍謄抄本の請求について	p.33

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

チェックシート

故人について当てはまる情報に✓点をつけてください。

「はい」に✓点がついた項目は、該当ページで確認して下さい。

確認事項(故人について)		チェック	該当ページ
住民登録	世帯の人数が3名以上の世帯でしたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.9
	マイナンバー(個人番号)カード、通知カード、住民基本台帳カードをお持ちでしたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	印鑑登録証をお持ちでしたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
健康保険	国民健康保険被保険者証をお持ちでしたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.10
	後期高齢者医療被保険者証をお持ちでしたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
年金	国民年金を受給又は国民年金に加入していましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.11
	厚生年金・共済年金を受給していましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.12
介護保険	65歳以上の方でしたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.13
	40歳～64歳の方で要介護認定を受けていましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	要介護・要支援又は事業対象者として認定されていましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
障がい	障害者手帳(身体・療育・精神)をお持ちでしたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.14
	重度心身障害者医療費助成受給券をお持ちでしたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちでしたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	特別児童扶養手当を受給していましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	特別障害者手当を受給していましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	障害児福祉手当を受給していましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当を受給していましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	

	確認事項(故人について)	チェック	該当 ページ
障 が い	障害福祉サービス受給者証をお持ちでしたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.14
	児童手当を受給していましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
子 育 て	児童扶養手当を受給していましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	ひとり親家庭等医療費等助成受給券をお持ちでしたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.15
	子ども医療費助成受給券をお持ちでしたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	保育施設・幼稚園・学童クラブに在籍しているお子様がいますか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
税 金	市民税・県民税の納税に関する手続きがありますか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.16
	市内に土地・家屋を所有していましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.17
	軽自動車や原動機付自転車などをお持ちでしたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.18
そ の 他	農地を所有していましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.19
	森林を所有していましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	犬の飼い主でしたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.20
	住んでいた建物が空き家となってしまいますか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.21

身近な人が亡くなった後の手続等の一般的な流れ（目安）

	3か月以内	4か月以内
葬儀・法要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 納骨 ○ 四十九日 ○ 初七日 ○ 通夜・葬儀・告別式 ○ 葬儀・法要の連絡・調整 	
届出・手続	<ul style="list-style-type: none"> ○ 死亡届等 ○ 健康保険・世帯主変更 ○ 年金関係の手続 ○ 公共料金等の手続(38ページ参照) ○ 遺言調査・遺言書の検認 ○ 相続人調査 ○ 相続財産調査 ○ 相続放棄・限定承認 <p>(27・28ページ参照)</p>	
税金		<ul style="list-style-type: none"> ○ 所得税の準確定申告(28ページ参照)

10か月以内

1年以内

○一周忌

○払戻・解約・名義変更等
○遺産分割協議(27ページ参照)

○遺留分侵害額請求

○相続税の申告(28ページ参照)

東金市で必要な手続については、次のページから窓口とあわせて掲載していますので、そちらもご確認ください。

※窓口を知りたい方は、23ページに窓口一覧を掲載しています。

〈次ページ〉
必要な手続の
詳細について

〈23ページ〉
必要な手続の
窓口一覧

〈25ページ〉
東金市以外で
必要な手続について

1. 死亡届について

7日以内

◇死亡届

届出人が死亡の事実を知った日から7日以内に届出をしてください。
戸籍に死亡の記載がされるまで日数がかかります。

◇火葬許可証

死亡届を受理した際にお渡しします。予約された火葬場名をお知らせください。

◇届出地

死亡者の本籍地、亡くなられた場所、届出人の住所地の
いずれかの市区町村役場

◇届出人

- ・親族
 - ・同居者
 - ・家主・地主・家屋又は土地の管理人
 - ・成年後見人・保佐人・補助人
- (登記事項証明書等の提出が必要です)

◇必要なもの

- ・死亡届(右半面の死亡診断書に、医師による証明のあるもの)1通
※年金等の手続が必要な場合があるので、届出前に写しを取っておくと良いです。
- ・届出人の印鑑(任意)

◇東金市に届出を提出する場合は

【平日(8:30~17:15)】

市役所1階 市民課

【土日・祝日・年末年始(8:30~17:15)】

市役所1階 市民課

【夜間】

市役所1階 警備室

なお、警備室でお預かりした場合、翌開庁日以降に添付書類の確認等で来庁をお願いすることがあります。また、この場合、火葬許可証は即日発行できません。

◇死亡の記載がされた戸籍謄本等の発行

戸籍に死亡の記載がされるまでにおおよそ以下の日数がかかります(土日・祝日を除く。)

- ・本籍地に届出をした場合→おおむね7日
- ・本籍地以外に届出をした場合→おおむね10日~14日

※年末年始や大型連休中に届出をされた場合、上記より日数がかかります。

※相続等の手続には、相続人の確定のため亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本や除籍謄本が必要となる場合があります。

MEMO

2. 住民登録について ※亡くなられた方が東金市に住民登録がある場合

◇世帯主変更届

死亡届が提出されると届出を受理した市区町村から、本籍地及び住民登録地に死亡の通知が送付されますので、住民票について特別な届出は必要ありません。

世帯主の死亡により世帯に変更が生じる場合、死亡届出人、住民票の次位に記載されている方等が世帯主になります。世帯主変更を希望される方は手続が必要となります。

・届出人……亡くなられた方と同世帯の方(本人確認書類を持参ください。)

◇マイナンバーカード・通知カード・住民基本台帳カード

番号制度の対象手続でマイナンバー(個人番号)が必要となる場合がありますので、マイナンバーカード・通知カードはその手続が済んでから廃棄していただくか、返納してください。

亡くなられた方の住民基本台帳カードは無効となります。返納をご希望の方は、市民課までお持ちください。

◇印鑑登録証

亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、死亡届が東金市に提出された時点で廃止となります。印鑑登録証は使えなくなりますので、廃棄していただくか、返納してください。

ご不明な点は、下記までお問合せください

市民課 市民係
☎ 0475-50-1131

MEMO

3. 健康保険について

◇ 葬祭費について

「東金市の国民健康保険に加入されていた方」及び「後期高齢者医療制度に加入され、東金市から被保険者証の交付を受けていた方」が亡くなられたときは、葬祭を行った方に対して50,000円が支給されます。

■ 必要なもの

- ・亡くなられた方の保険証（既に返還された場合は不要です。）
 - ・喪主（葬祭を行った方）の印鑑（朱肉を使うもの）
 - ・葬祭を行ったこと、喪主を確認できるもの（葬祭費の領収書、会葬礼状等）
 - ・喪主（葬祭を行った方）の振込先口座がわかるもの（預金通帳等）
- ※ 葬祭を行った日の翌日から2年以内に申請してください。（請求権の時効）

ご不明な点は、下記までお問合せください

国民健康保険(74歳以下の方)

国保年金課 国保給付係 ☎ 0475-50-1250

後期高齢者医療制度

(75歳以上の方及び65歳~74歳までの広域連合から障害認定を受けた方)

国保年金課 高齢者医療年金係 ☎ 0475-50-1133

MEMO

4. 年金の手続について

◇年金受給者が亡くなられた場合 ※国民年金のみ受給している方

亡くなられた方が年金受給者の場合、年金受給権者死亡届や未支給年金等の請求が必要となる場合があります。

<未支給年金請求>

年金を受給されていた方が亡くなられた場合、亡くなられた月までの年金を未支給年金として生計を同一にしていた遺族が請求することができます。

■遺族の順位

- ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹
- ⑦それ以外の3親等内(P. 29参照)の親族

■必要なもの

- ・死亡者の年金証書
- ・請求者と死亡者の関係がわかる戸籍謄本
- ・請求者の預金通帳
- ・請求者のマイナンバー(個人番号)がわかるもの
- ・生計同一に関する申立書(亡くなられた方と請求者が別世帯の場合)
- ・代理人が手続するときは、委任状と代理人の本人確認のできるもの

<年金受給権者死亡届>

年金を受給されていた方が亡くなられ、未支給年金の請求に該当する遺族がない場合、年金受給権者死亡届が必要となります。

※日本年金機構にマイナンバー(個人番号)が収録されている方は原則届出を省略できます。

■必要なもの

- ・死亡者の年金証書
- ・死亡した事実がわかる書類(①~③のいずれか)
- ①住民票除票 ②戸籍抄本 ③死亡診断書の写し

※手続の内容によっては、年金事務所、共済組合での手続をご案内する場合があります。

※そのほかの手続(遺族年金請求など)が必要になる場合があります。

◇年金加入中の方が亡くなられた場合

年金の加入状況等により、手続が必要になる場合があります。

必要書類、及び請求先が異なりますので、詳しくは国保年金課へお問合せください。

◇厚生年金や共済年金を受給している方

手続は市役所ではお受けできません。以下の連絡先で確認してください。

■厚生年金の場合は、「ねんきんダイヤル」 ☎ 0570-05-1165

※IP電話・PHSからの場合 ☎ 03-6700-1165

■共済年金の場合は、「加入されていた共済組合」へご連絡ください。

ご不明な点は、下記までお問合せください

国保年金課 高齢者医療年金係

☎ 0475-50-1133

千葉年金事務所

☎ 043-242-6320

MEMO

5. 介護保険について

◇介護保険の被保険者（65歳以上の方等）

介護保険の被保険者（65歳以上の方等）が亡くなられたときは、介護保険被保険者証の返還
手続をしてください。また、介護保険関係書類の送付先変更や高額介護サービス費等の手続
が必要な場合があります。

■手続内容

被保険者証返還手続、介護保険関係書類の送付先変更手続、高額介護サービス費等の手続

■必要なもの

- ・介護保険被保険者証
- ・相続人の印鑑、通帳等(口座番号が分かるもの)

ご不明な点は、下記までお問合せください

高齢者支援課 介護給付係

☎ 0475-50-1219

MEMO

6. 障がい福祉の手続について

(障がい福祉係)

◇ 障害者手帳をお持ちだった方

障害者手帳(身体・療育・精神)返還の届出が必要となります。

- 必要なもの
- ・ 障害者手帳

◇ 重度心身障害者医療費助成制度を利用していた方

重度心身障害者医療費助成制度を利用していた方が亡くなられたときは、手続が必要となる場合がありますので、障がい福祉係までお問合せください。

◇ 自立支援医療費(精神通院)支給制度を利用していた方

自立支援医療受給者証(精神通院)の返還の届出が必要となります。

- 必要なもの
- ・ 受給者証

◇ 各種手当(特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当)を受けていた方

各種手当を受けている方が亡くなられたときは、変更などの手続が必要となる場合がありますので、障がい福祉係までお問合せください。

(障がいサービス係)

◇ 障害福祉サービスを利用していた方

障害福祉サービス受給者証の返還が必要となります。

- 必要なもの
- ・ 障害福祉サービス受給者証(水色)

ご不明な点は、下記までお問合せください

社会福祉課 障がい福祉係

☎ 0475-50-1167

社会福祉課 障がいサービス係

☎ 0475-50-1232

7. 亡くなられた方にお子様がいる場合

お子様に関する手当を受けている方が亡くなられたときは、変更などの手続が必要になりますので、下記担当へお問合せください。また、18歳以下のお子様を養育されている方(父又は母等)が亡くなられたときに、ひとり親家庭の手当や医療費助成の対象となる場合があります。該当の有無について、お早めに子育て支援課へお問合せください。

ご不明な点は、下記までお問合せください

子育て支援課 子育て給付係
☎ 0475-50-1202

保育施設・幼稚園・学童クラブに在籍しているお子様の保護者の方が亡くなられたときは、利用者負担額等に変更がある場合があります。お早めにこども課へお知らせください。

ご不明な点は、下記までお問合せください

こども課 保育係
☎ 0475-50-1203
こども課 学童クラブ運営係
☎ 0475-50-1209

MEMO

8. 税の手続について

◇亡くなられた方名義の口座から市税等の振替をされている方

市税等の納付方法について変更される方は、収税係までお問合せください。

ご不明な点は、下記までお問合せください

収税課 収税係
☎ 0475-50-1129

◇市税等に滞納がある方

亡くなられた方に市税等の滞納がある場合には、滞納している税金等も相続の対象となりますので、相続人が納税義務を継承します。つきましては、納付書を紛失して納付できない場合や、滞納税額を一括で納付することが難しい場合は滞納整理係へ相談にお越しいただきますようお願いいたします。

また、相続放棄をしている場合には、相続放棄申述受理通知書の写しの提出をお願いします。

■手続内容

1. 相続した方、又は相続を行う予定の方

- ・納税相談
- ・相続人代表者指定届出書の提出

※この届出をしていただくことにより、市税等に関する書類が相続人代表者の方に届くようになります。

2. 相続放棄した方

- ・相続放棄申述受理通知書の写しの提出

■必要なもの

- ・窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ・相続人以外の方が来られる場合は相続人からの委任状

ご不明な点は、下記までお問合せください

収税課 滞納整理係
☎ 0475-50-1227

◇市民税・県民税（住民税）

住民税が課税される基準日は1月1日現在となっているため、1月2日以降に亡くなられた方で、前年中に一定額以上の所得があった場合は、相続人に納税義務が継承され、6月に住民税の納税通知書が送付されます。つきましては、相続人代表者指定届出書の提出をお願いします。

ご不明な点は、下記までお問合せください

課税課 市民税係
☎ 0475-50-1128

◇固定資産税・都市計画税

市内に土地・家屋を所有する方が亡くなられた場合は、相続人代表者指定届出書兼固定資産現所有者申告書の提出をお願いします。この届出をしていただくことにより、土地・家屋の相続登記が完了するまでの間、市税に関する書類（納税通知書等）が相続人代表者の方へ届くようになります。

■ 手続内容

- ・相続人代表者指定届出書兼固定資産現所有者申告書の提出

■ 必要なもの

- ・相続人であることが確認できる書類（戸籍謄本等）

ご不明な点は、下記までお問合せください

課税課 資産税係
☎ 0475-50-1127

◇軽自動車税

オートバイ・軽自動車等を所有されている方が亡くなられた場合、名義変更や廃車の手続きが必要です。また、所有されているオートバイ・軽自動車等の種別によって窓口が異なりますので、詳しくは、市民税係にお問合せください。

原付(125cc以下)・小型特殊自動車(農耕用)・ミニカー

課税課 市民税係

☎ 0475-50-1128

必要なもの:ナンバープレート、印鑑(シャチハタ不可)、標識交付証明書

※東金市外の方が新たに所有される場合は廃車手続後、新たに所有される方の住所地・市区町村役場で登録手続が必要です。

125ccを超えるオートバイ

千葉運輸支局

千葉市美浜区新港198番地

☎ 050-5540-2022

三輪・四輪の軽自動車

軽自動車検査協会 千葉事務所

千葉市美浜区新港223番地8号

☎ 050-3816-3114

9. 農地を所有している方が亡くなられた場合

農地を所有している方が亡くなられた場合、相続などで「農地」の権利を取得した方は、農業委員会に届出が必要です(農地法第3条の3第1項)。手続の詳細については農業委員会事務局へお問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください

農業委員会事務局
☎ 0475-50-1177

10. 森林を所有している方が亡くなられた場合

森林を所有している方が亡くなられた場合、相続などで「森林の土地」の権利を取得した方は、届出が必要です。

所有者となった日から90日以内に取得した土地がある市区町村の長に届出を行います。詳しくは農政課へお問い合わせください。

■ 手続内容

森林の土地の所有者届出書の提出

■ 必要なもの

- ・所有した森林の土地を示す図面(任意の図面に大まかな位置を記入)
- ・所有した森林の土地の登記事項証明書(写し可)など権利を取得したことが分かる書類等

ご不明な点は、下記までお問い合わせください

農政課 農政係
☎ 0475-50-1138

11. 犬の飼い主が亡くなられた場合

犬の飼い主が亡くなられた場合、新しい飼い主の方への登録変更手続き等が必要です。

◇犬の所在地が「市内」になる場合

犬の登録事項変更届出書の届出が必要となります。

■必要なもの

犬の登録事項変更届出書

◇犬の所在地が「市外」になる場合

新しい飼い主の方がお住まいの市区町村にて、犬の転入手続きが必要です。手続きの詳細につきましては、お住まいの市区町村へご確認ください。

■手続き内容

犬の転入手続き

■必要なもの

犬の鑑札

ご不明な点は、下記までお問合せください

環境保全課 生活環境係

☎ 0475-50-1170

MEMO

12. 空き家となってしまう建物の相続人の方へ

土地や建物の所有者が亡くなった場合、亡くなった方から引き継いだ方へ名義を変更する相続登記をしましょう。また、相続により取得した建物を使用しない場合は、適切な管理を行い、早めの利活用を考えましょう。

近年、長期にわたって利用されていない空き家等が増加しており、老朽化や台風等の自然災害による倒壊や建築材の飛散、不審者の侵入や放火のおそれ、立木の繁茂等による生活環境への悪影響など、近隣にお住まいの方々に大きな不安を与えかねません。

空き家等の十分な管理をせず放置した結果、事故が発生し、他人に被害を与えてしまった場合、その所有者や相続人等は、損害賠償などの管理責任を問われることがありますので、空き家等の状態を定期的に点検し、敷地内の清掃や、状況によっては修繕や撤去を行うなど、適切な管理を行いましょう。

ご不明な点は、下記までお問合せください

都市整備課 施設管理係

☎ 0475-50-1150

MEMO

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

13. お問い合わせ窓口一覧

お亡くなりになった方の住民登録が東金市にあったときは、すみやかにお届けください。

	該当事項	届出をする場所	連絡先
p.9	・マイナンバー(個人番号)カードの所持者 ・住民基本台帳カードの所持者	市民課	☎ 0475- 50-1131
p.9	・印鑑登録証の所持者		
p.10	・国民健康保険の被保険者	国保年金課	☎ 0475-50-1250
p.10	・後期高齢者医療の被保険者	国保年金課	☎ 0475-50-1133
p.11	・国民年金の受給者 ・国民年金の加入者	国保年金課	☎ 0475-50-1133
p.13	・介護保険の被保険者	高齢者支援課	☎ 0475-50-1219
p.14	・障害者手帳の所持者		
p.14	・重度心身障害者医療費 助成制度の利用者		
p.14	・自立支援医療費(精神通院) 支給制度の利用者	社会福祉課	☎ 0475-50-1167
p.14	・特別児童扶養手当の受給者 ・特別障害者手当の受給者 ・障害児福祉手当の受給者 ・在宅重度知的障害者及び ねたきり身体障害者福祉手当の受給者		
p.14	・障害福祉サービスの利用者	社会福祉課	☎ 0475-50-1232
p.15	・児童手当受給世帯 ・児童扶養手当受給世帯 ・ひとり親家庭となった世帯(子が18歳以下)	子育て支援課	☎ 0475-50-1202
p.15	・保育施設・幼稚園・学童クラブに在籍している お子様の保護者	こども課	☎ 0475-50-1203 ☎ 0475-50-1209
p.16	・亡くなられた方名義の口座から市税等の 振替をされている方	収税課	☎ 0475-50-1129
p.16	・市税等に滞納がある方	収税課	☎ 0475-50-1227
p.17	・市内の土地・家屋の所有者	課税課	☎ 0475-50-1127

	該当事項	届出をする場所	連絡先
p.18	・原動機付自転車等の所有者 (東金市ナンバー)	課税課	☎ 0475-50-1128
p.18	・軽自動車の所有者(千葉ナンバー)	軽自動車検査協会	☎ 050-3816-3114
p.18	・軽二輪・二輪の小型自動車の所有者 (千葉ナンバー)	千葉運輸支局	☎ 050-5540-2022
p.19	・農地の所有者	農業委員会事務局	☎ 0475-50-1177
p.19	・森林の所有者	農政課	☎ 0475-50-1138
p.20	・犬の飼い主	環境保全課 又は お住まいの市区町村	☎ 0475-50-1170 又は お住まいの市区町村
p.21	・空き家となってしまう建物の相続人	都市整備課	☎ 0475-50-1150

14. その他の主な手続

◇亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却等、必要な手続があります。一般的な手続について記載します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出	すみやかに	故人が働いていた勤務先に提出する必要があります。
社員証等 (身分証明書)の返却		健康保険被保険者証や、その他勤務先から貸与を受けていたものがある場合は返却してください。
国民健康保険等への加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、 退職金等の請求		預貯金口座の確認とともに勤務先に直接ご確認下さい。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び勤務先が加盟している保険組合等で、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p>〈必要なもの〉 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号等</p> <p>〈手続先〉 故人の勤務先を所管する社会保険事務所</p> <p>〈その他〉 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。</p>

◇亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続について記載します。
 なお、事業承継する場合については、相続での手続が必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の 死亡届出書	すみやかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業等届出書	1か月以内	
給与支払事務所等の 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取り やめようとする年の 翌年3月15日まで	

改葬・墓じまいの手続について

1 新しい改葬先の確保

改葬先の管理者から下記の書類を発行してもらいます。
 ・受入証明書 ・永代使用許可書

2 埋葬証明書の発行

現在埋葬されている墓地の管理者から、埋葬証明書を発行してもらいます。

3 改葬許可証の受け取り

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続です。
※散骨や手元供養の場合は不要なことが多いですが、念のため事前に確認しておきましょう。
 必要書類 ・改葬許可申請書・受入証明書・埋葬証明書
 提出先(受取先) 墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可証を受け取ります。
※改葬の申請から許可までは1週間～10日程かかります。

4 遺骨の取り出し(魂抜き)

住職などにお経を挙げてもらってから遺骨を取り出します。
 遺骨の取り出しは石材店にお願いするため、事前にどこにお願いするか決めておきます。

5 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。
※手元供養や散骨の場合は異なります。

<お問合せ先>
 東金市 市民課 市民係
☎: 0475-50-1131

◇その他の相続に関する手続 / 相続に関する手続チェックリスト

	項目	期日	備考
<input checked="" type="checkbox"/>	相続人の調査・確定		相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。本籍地の市民課の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input checked="" type="checkbox"/>	遺言書の検索		自筆証書遺言は、自宅で探索又は法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input checked="" type="checkbox"/>	遺言書の検認	すみやかに	法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態的家庭裁判所の検認が必要となります。
<input checked="" type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業社に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、課税課で「名寄帳」を取得することで、所有する不動産の一覧を知ることができます。
<input checked="" type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関等へ提出するための遺産分割協議書の作成が必要となります。

	項目	期日	備考
<input checked="" type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
<input checked="" type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
<input checked="" type="checkbox"/>	相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額=3,000万円+600万円 ×法定相続人の数

◇ご遺族メモ / 家系図 (3 親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人、手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。詳しくは法務局のHP (http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) を御覧ください。

◇ご遺族メモ / 故人の財産について

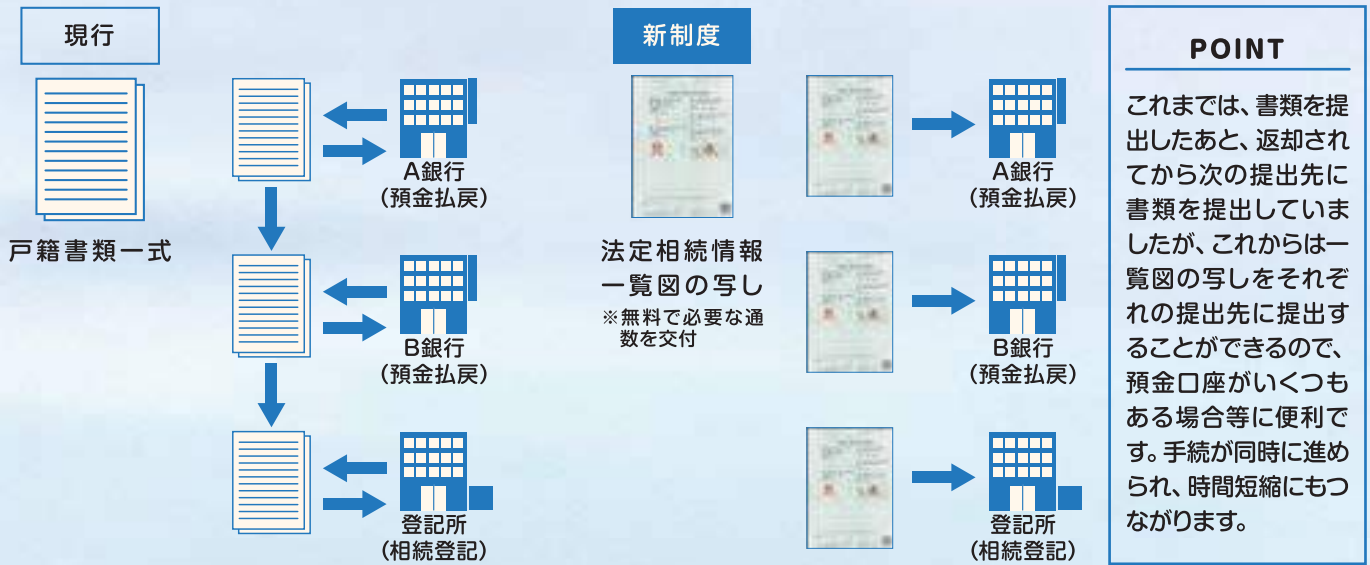
不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

◇ 法定相続情報証明制度について

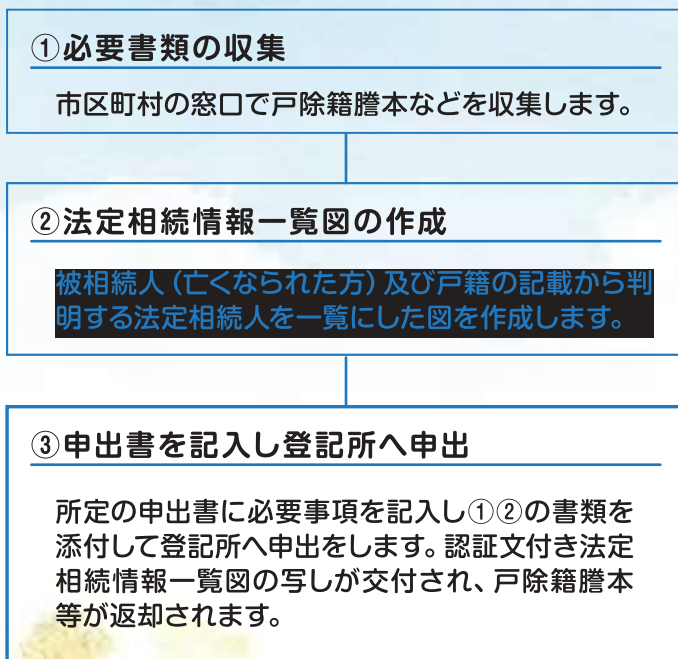
平成29年5月29日（月）から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。この制度を利用することで、各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。※1

※1 相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。

制度の概要



手続の流れ



POINT

時間がない場合や、必要な戸籍、書類が遠方にある場合など、戸籍の収集や一覧図の作成が面倒な場合は専門家※2に依頼することも可能です。

※2 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

法定相続情報証明制度に関する詳しい手続は

法務局ホームページ

検索

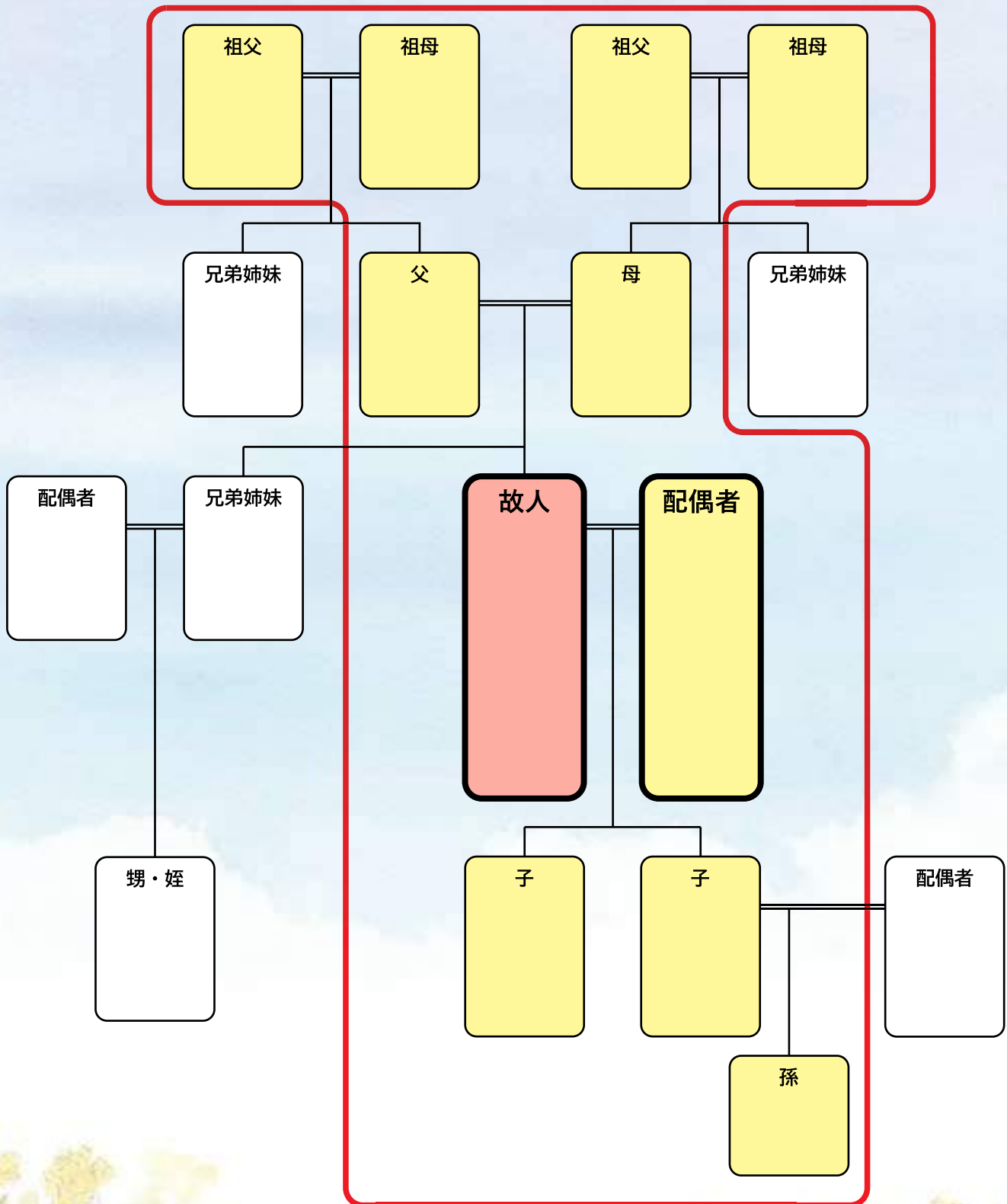
千葉地方法務局
<http://houmukyoku.moj.go.jp/>

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

15. 戸籍謄抄本の請求について

◇ 故人の戸籍を請求できる方について（故人の直系図）



戸籍の請求は原則として本人及び同一戸籍にいる方、直系の親族(黄色の方)しかできませんので、それ以外の方が請求する場合は、直系の親族からの委任状が必要です。

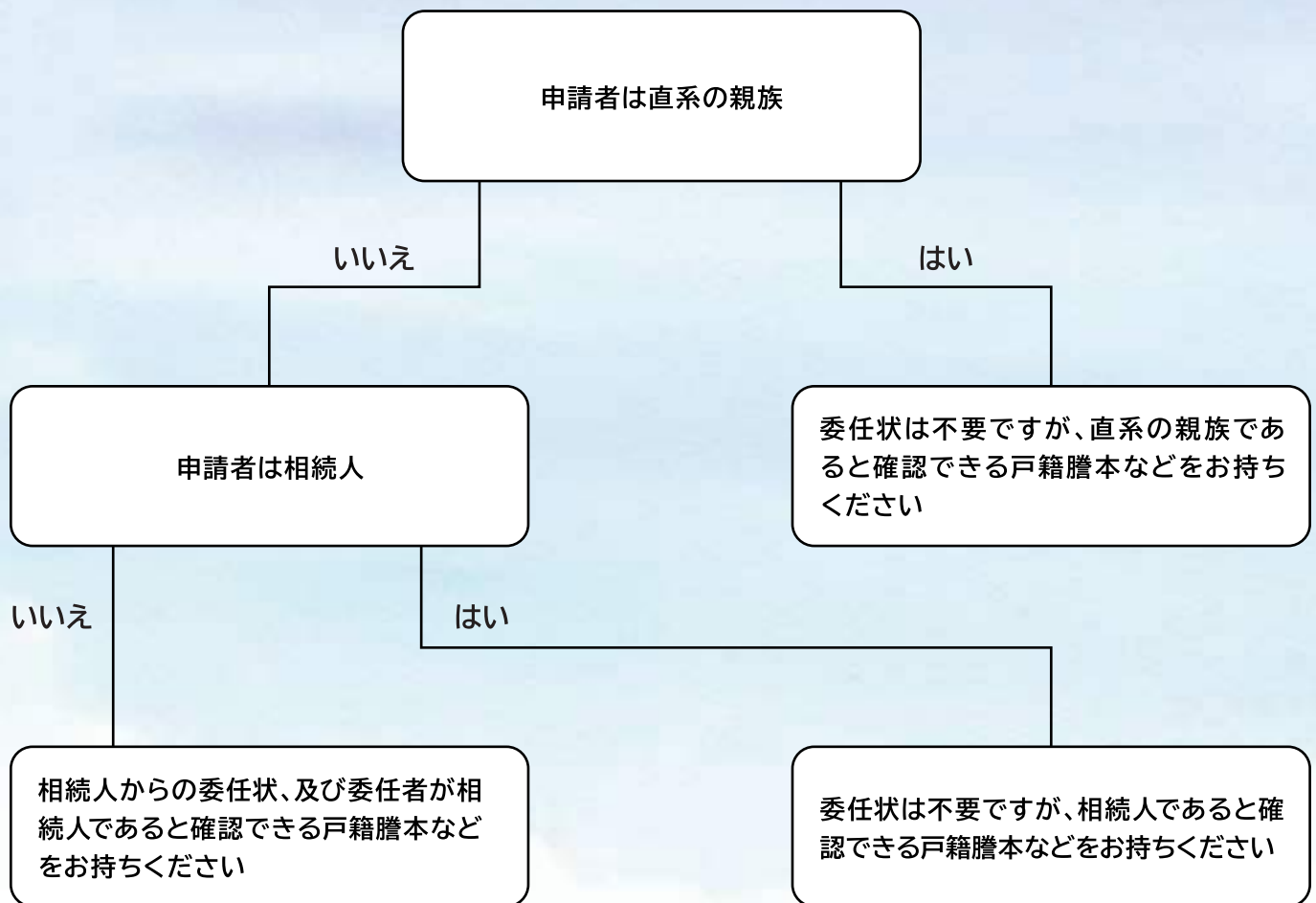
◆ 委任状が必要な場合について

亡くなられた方の証明書を発行する際に、申請者（窓口に来られる方）との関係によって、証明書の取得に委任状が必要な場合があります。

委任状が必要かどうかは、下記のフローチャートをご参照ください。

申請者と亡くなられた方との関係

※兄弟姉妹、甥姪は直系親族ではありません。



※申請者と亡くなられた方との関係性を確認する戸籍が東金市にある場合は、戸籍の持参が省略できます。

戸籍謄抄本等を郵送で請求するとき

戸（除）籍謄抄本、附票、身分証明等は本籍地で発行します。
以下の要領で郵便で取り寄せることができます。

①戸籍謄本等請求書に、必要事項を記入してください。

昼間の連絡先・電話番号を必ず記入してください。

②手数料を同封してください。

定額小為替でお願いします。（郵便局で購入してください。）

なお、手数料は市区町村によって異なりますので、お確かめのうえご請求ください。

（東金市は請求書のとおりです。）

③現住所記載の本人確認ができる書類のコピーを同封してください。

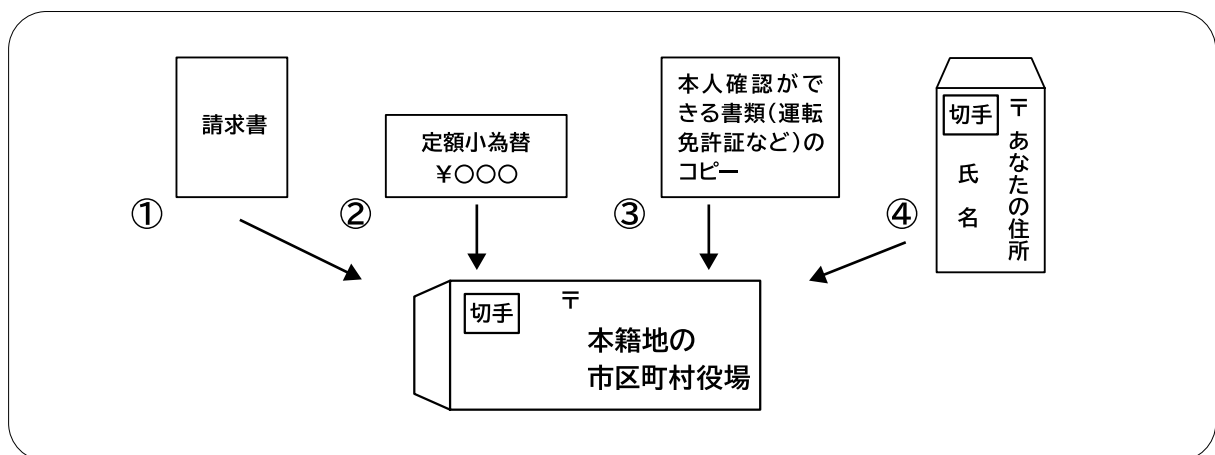
マイナンバーカード・運転免許証などのコピーを添付してください。公的機関が発行した写真が添付された書類をお持ちでない方は保険証、年金手帳など、いずれかの書類のコピーを添付してください。

※パスポートは不可。（住所が証明の対象となっていないため確認書類とはなりません）

④返信用の封筒を同封してください。

返信先の住所・氏名を記載し郵便切手を貼付してください。（返信先は、申請者の住民登録地に限られます。）お急ぎの場合は、速達料金を追加してください。

① ② ③ ④を同封し、本籍地の市区町村役場の戸籍係に請求してください。



◎ご不明な点がございましたら、本籍地の市区町村へお問い合わせください。

◎プライバシーの侵害につながるような不当な請求には応じられません。

東金市役所 市民福祉部 市民課

〒283-8511 千葉県東金市東岩崎1番地1 ☎ 0475-50-1131

郵送による戸籍謄本等請求書

※ 請求には本人確認資料のコピーが必要になります。(注意事項参照)

年 月 日

請求者 〔この戸籍を使う人〕	住 所		日中連絡のつく電話番号 ()
	フリガナ		
	氏 名		明・大 年 月 日生 昭・平
※本人・配偶者・直系尊属卑属以外の方は、請求者からの委任状が必要です。	住 所		日中連絡のつく電話番号 ()
	フリガナ		
	氏 名	請求者との関係 〔 名 〕	明・大 年 月 日生 昭・平

①どなたのものが必要ですか。

本 籍			
フリガナ			明・大・昭・平
筆頭者の氏名			年 月 日生
個人事項証明(抄本)・身分証明のときは必要な人の氏名を記入してください。	フリガナ		明・大・昭・平
	氏 名		年 月 日生
関係(戸籍が必要な方との続柄)	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者(夫又は妻) <input type="checkbox"/> 直系尊属・卑属(父母・祖父母・子・孫)		
請求者が上記に該当しない場合には、下記の□のいずれかにチェックをつけた上で、請求の理由欄に発生原因、内容、理由等を詳細に記入してください。(場合により説明又は資料の提出を求めることがあります。)			
請求の理由	<input type="checkbox"/> 権利行使・義務履行のため 〔例〕請求者(甲)は乙に対し、令和〇年〇月〇日、弁済期を令和〇年〇月〇日として〇万円貸したが、〇万円が未返済のまま、乙が令和〇年〇月〇日に死亡したため、貸金返済請求を相続人へしたいため		
	<input type="checkbox"/> 国または地方公共団体の機関に提出するため <input type="checkbox"/> その他 <理由欄>		

②何が必要ですか。必要なものにチェックをつけて、通数を記入してください。

戸籍謄本	通	一通 450円	改製原戸籍謄本・抄本	通	一通 750円
戸籍抄本	通	一通 450円	身分証明書(注意事項参照)	通	市区町村によって異なります。
除籍謄本	通	一通 750円	戸籍の附票	通	*当市では300円です。
除籍抄本	通	一通 750円	その他()	通	

封筒にいれた金額 定額小為替 円 返信用切手 円

〔注意事項〕

- ・ 郵送請求は、配達の日数と市区町村での処理日数がかかりますのでご注意ください。
- ・ **本人確認資料(代理人が請求する場合は、代理人の本人確認資料)**
 現住所の記載のある公的機関が発行した身分証明書のコピー
 (例) マイナンバーカード、運転免許証・住民基本台帳カード・健康保険証・官公庁発行の証明書・年金手帳・年金証書 等いずれかのコピー
 ※なお、本人確認資料の種類により、再度資料を提出していただくこともあります。
- ・ 成人の身分証明書の請求については、本人のみ請求可能です。代理人が請求する場合は必ず本人からの委任状が必要になります。

※記入例はP37に掲載しております。

記入例

「赤枠内」の項目は必ずご記入ください

郵送による戸籍謄本等請求書

※ 請求には本人確認資料のコピーが必要になります。(注意事項参照)

年 月 日

請求者 〔この戸籍を使う人〕	住所	東金市東岩崎1-1	日中連絡のつく電話番号
	フリガナ	トウガネ ハナコ	(50) 1111
	氏名	東金 花子	明・大 昭・平 52年 5月 1日生
請求代理人 ※本人・配偶者・直系尊属卑属以外の方は、請求者からの委任状が必要です。	住所	代理人が請求する場合はご記入ください。 請求者との関係	日中連絡のつく電話番号
	フリガナ		()
	氏名		明・大 昭・平 年 月 日生

① どなたのものが必要ですか。

本籍	東金市東岩崎1-1		
フリガナ	トウガネ タロウ	明・大・昭・平	
筆頭者の氏名	東金 太郎	50年 1月 1日生	
個人事項証明(抄本)・身分証明 のときは必要な人の氏名を記入してください。	フリガナ 氏名	トウガネ ハナコ 東金 花子	明・大・昭・平 52年 5月 1日生
関係(戸籍が必要な方との続柄)	<input type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 配偶者(夫又は妻) <input type="checkbox"/> 直系尊属・卑属(父母・祖父母・子・孫)		
請求者が上記に該当しない場合には、下記の□のいずれかにチェックをつけた上で、請求の理由欄に発生原因、内容、理由等を詳細に記入してください。(場合により説明又は資料の提出を求めることがあります。)			
請求の理由	<input type="checkbox"/> 権利行使・義務履行のため 〔例〕請求者(甲)は乙に対し、令和〇年〇月〇日、弁済期を令和〇年〇月〇日として〇万円貸したが、〇万円が未返済のまま、乙が令和〇年〇月〇日に死亡したため、貸金返済請求を相続人へしたため <input type="checkbox"/> 国または地方公共団体の機関に提出するため <input type="checkbox"/> その他 <理由欄>		
	請求者が本人・配偶者・直系尊属卑属以外の場合は、必ず請求理由を記入してください。		

② 何が必要ですか。必要なものにチェックをつけて、通数を記入してください。

戸籍謄本	1 通	一通 450円	改製原戸籍謄本・抄本	1 通	一通 750円
戸籍抄本	1 通	一通 450円	身分証明書(注意事項参照)	1 通	市区町村によって異なります。
除籍謄本	通	一通 750円	戸籍の附票	通	*当市では300円です。
除籍抄本	通	一通 750円	その他()	通	
封筒にいれた金額		定額小為替	000 円	返信用切手	000 円

〔注意事項〕

- ・ 郵送請求は、配達の日数と市区町村での処理日数がかかりますのでご注意ください。
- ・ 本人確認資料(代理人が請求する場合は、代理人の本人確認資料)
 現住所の記載のある公的機関が発行した身分証明書のコピー
 (例) マイナンバーカード、運転免許証・住民基本台帳カード・健康保険証・官公庁発行の証明書・年金手帳・年金証書 等いずれかのコピー
 *なお、本人確認資料の種類により、再度資料を提出していただくこともあります。
- ・ 成人の身分証明書の請求については、本人のみ請求可能です。代理人が請求する場合は必ず本人からの委任状が必要になります。

戸籍謄本等(②の証明書等)は本籍地のある市区町村のみの発行となります。

◇少し落ち着いてから行う手続チェックリスト

	項目	期日	手続窓口	準備するもの・備考
<input checked="" type="checkbox"/>	運転免許証返納		警察署	運転免許証
<input checked="" type="checkbox"/>	パスポート返納		パスポートセンター	パスポート 住民票除票 届出人の身分証明書
<input checked="" type="checkbox"/>	電気料金の 名義変更・解約		電力供給会社	インターネットでも 手続可能
<input checked="" type="checkbox"/>	ガス料金の 名義変更・解約		各事業所	(市営ガスの場合) 東金市ガスお客様センター ☎ 0475-55-3800
<input checked="" type="checkbox"/>	水道料金の 名義変更・解約		山武郡市広域水道企業団 お客様センター ☎ 0475-50-4132	
<input checked="" type="checkbox"/>	NHKの名義変更・解約	早めに	NHK	
<input checked="" type="checkbox"/>	携帯電話解約		各携帯電話会社	各店頭での解約 住民票除票 届出人の身分証明書等
<input checked="" type="checkbox"/>	その他利用サービスの 名義変更・解約		各社	新聞 定期購読物 オンラインサービスなど
<input checked="" type="checkbox"/>	クレジットカードの解約		各クレジット会社	各会社より 必要書類を取り寄せる
<input checked="" type="checkbox"/>	自動車・バイク等の廃車		陸運支局 軽自動車検査協会	各販売業者でも代行可能

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing, spanning the width of the page.

発 行 東金市 市民福祉部 市民課

編集／制作 株式会社 鎌倉新書

発 行 年 2022年 5月

広告に関しては、東金市が推奨するものではありません。

